

平成 19 年度第 8 回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成 20 年 3 月 30 日 (日) 9:00 ~ 11:37
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 中山正邦委員、有高芳章委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、 秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	なし
傍聴者	127名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、 NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、静岡第一テレビ、テレビ静岡、 浜松ケーブルテレビ
浜松市	鈴木市長、飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、鈴木総務部長、 齋藤企画部長、平木財務部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 第 8 回目の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 「平成 20 年度予算に向けた提言」への市の対応状況について、鈴木会長及び各分科会
とりまとめ役から行革審の判断を報告した。
3. 中間答申について、鈴木会長及び各分科会のまとめ役から内容を報告した。
4. 鈴木会長から鈴木市長に「中間答申」を提出した。
5. 鈴木市長から挨拶があった。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 平成 20 年度予算に向けた提言への市の対応状況について
4. 中間答申について
5. 答申提出
6. 市長挨拶
7. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今から、第8回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。では、座って進行させていただきます。

本日は、委員全員10名のご出席により開催いたします。

本日の審議は、昨年12月に行革審が市長に提出した「平成20年度予算に向けた提言」への市の対応状況について、行革審として確認いたしましたので、その報告をさせていただくと共に、市の対応状況を踏まえ、緊急提言をもう一步踏み込んだ形で中間答申として取りまとめさせていただきました。その内容を報告させていただきたいと思います。

それでは、早速、議事に移りたいと存じます。これよりの司会は鈴木会長が議長となり、会議進行を行っていただきます。鈴木会長よろしく願います。

2 会長挨拶

鈴木会長

皆さん、おはようございます。

今日は年度末で大変お忙しいところ一般の市民の皆さん、お出かけいただきありがとうございます。また、市当局の方は鈴木市長さんを始め、3人の副市長さん、それぞれからもお出かけいただきありがとうございます。

それでは司会から話がありましたように、第8回審議会を開催したいと思います。

3 平成20年度予算に向けた提言への市の対応状況について

鈴木会長

最初に、今も事務局長から説明申し上げましたように、「平成20年度の予算に向けた緊急提言」を行革審として12月24日に提出させていただきました。それに対する市当局の対応状況について、私から総括を申し上げて、その後で3分科会それぞれから詳細な報告をしたいと思っております。

私共が行政に提言したのは66項目ですが、市当局はそれを99件に細分類化され、それぞれへの対応を前回の第7回審議会でお話しなされたわけですが、その回答として、市は99件のうち57件は提言どおりに実施しますよということでしたが、行革審としてチェックした結果、99件のうち「提言どおり実施()」は57件でなく31件。市当局が「提言どおり実施()」に分類したうちの26件は行革審の判断では「提言どおり実施()」ではないと差が出ました。この差が出たのはなぜかということ、ご承知のように市の「提言どおり実施()」はこれから検討を図ります、これから努力します、これから奨励しますという、予約というんですかね、抽象論で回答していただいたものは「提言どおり実施()」

から除きました。聞きようによっては「検討します」というのは検討しっぱなしということがまま多いわけですから、検討する、努力する、奨励すると市が言うのも、いつまでに実現すると具体的にしているものは行革審でも「提言どおり実施()」に入れているはずで、期限が切られていない、具体的な事実がないのはまだ「提言どおり実施()」にはできませんから、そうご了承いただきたいと思いません。

それから第1次行革審と大きく違ってきたことは、市当局の情報提供、あるいは資料の提供が非常にスピーディになって、こちらをお願いする資料を全部いただけるようになった。行革審としても非常にやりやすくなりましたし、皆さんの行革審に対する情報公開が非常にスムーズにいったということでは、非常に進歩というか、当たり前だと言えばそうかもしれませんが非常にご協力いただいているという点は申し上げさせていただきたいと思えます。

もちろん相手方のある問題もありますから、全部が実現できるとは思っておりませんが、市当局としてやろうと思われているけれども相手があるという場合には、のんびんだらりになってしまわないよう、期限を切って実現するという押さえをしていただきたいと思えます。そして実行に移してほしいとお願いしたい。

もう一つ、計画の進み具合や行革審が色々と提言を申し上げたことが、市民の判断をいただけるような情報公開をしないと、間違っただけのものもあり、必ずしも全部が報道されているとは私は思っていません。途中を省略して結果だけという問題もあります。やはり情報公開をして、最終的には市民にご判断いただくということ。行革審に対して市民の皆さんがお寄せいただくご意見を見ましても真実が伝わっていない。ちょっと新聞を見たらこうだったからという話が非常に多くありますから、情報公開を適切にやっていただくことが一層重要ではないか。「行革審だより」がどうかということは別問題として、できる機会に真実を情報として公開していただくことを是非お願いしたいと思っています。

以上を私から申し上げて、後は「補助金」、「外郭団体」、「市政経営」のそれぞれの分科会のまとめ役からお願いをしたい。まずは、補助金分科会をまとめていただきました中山委員にお願いします。

中山委員

補助金分科会のまとめ役の中山です。

提言への対応状況のうち、補助金につきまして、私から報告させていただきたいと思えます。

まず補助金の説明の前に、皆さん方のお手持ちの資料「平成20年度予算に向けた提言」への対応状況について説明したいと思います。字が大変小さくて見にくいですが、一枚目(資料『平成20年度予算に向けた提言』への対応状況P.1)を見ていただきたいと思えます。総括表がありまして、一番上の表が凡例です。「○」や「-」で提言どおり実施できたか、そうでないかを表しております。判断内容は「市」と「行革審」で異なっており、この点につきましては、ただ今鈴木会長からお話をしたとおりです。凡例の下の表が対応の評価を比較したものでして、補助金の欄を例に説明しますと、行革審の提言項目20件を市では47件に細分化して評価したのが「市判断(A)」です。それを私共で精査したのが「行革審判断(B)」です。市が「提言どおり実施()」と判断したものは33件でしたが、私共の判断で「提言どおり実施()」としたものは15件で、差し引き18件の減です。ちなみに市、行革審双方共に「提言どおり実施()」とした主なものは、国際交流協会や体育協会補助金等の団体補助金の統一、自治会への補助金等の制度統一、バス・タクシー券の所得制限導入、補助金総額

や件数の削減等で、これらにつきましては行革審としても非常に評価しているところです。その右側の「行革審判断内訳」は、「市判断」で33件あった「提言どおり実施()」が、行革審の判断では「提言の一部実施(O)」に12件、「実施できていない(-)」に6件、ランクを落としたということです。同様に、「市判断」では「提言の一部実施(O)」は10件でしたが、私共の判断では、そのうち3件は「実施できていない(-)」と評価させていただいたところです。

補助金の見直しについて、市には大変なご努力をいただいていると思っておりますがまだ不十分という点もあります。本日は、このように市と行革審で判断が異なった項目を中心に、まず説明させていただきたいと思います。

資料の2枚目をお願いします。各項目について「対応状況」の詳細を一覧にしてあり、表の左側に通し番号が載っています。その右に12月の行革審提言、市の対応方針、対応区分は市の判断に続いて行革審の判断です。カッコ内に記載されているコメントは、行革審が判断した理由です。その右側には市の取り組み内容が年次別に記載されています。それでは通し番号にしたがいまして主なものについて説明させていただきたいと思います。

まず通番の1番は、(1)「地域に限定的な補助金を区単位に統合すること」です。地域限定補助金の区への統合は、提言した統一基準について市の方針が明確ではないため、「提言の一部実施()」と行革審は判断しました。2番は区の裁量権の拡大による職員の資質向上、意識改革への取り組みについてですが、市は「区職員の自主的な研修を奨励する」に留まっており、強い意志が感じられないため、私共行革審としては「実施できていない(-)」としました。より強い取り組み、具体的な取り組みを求めたいと思います。3番と6番は「評価制度の構築」でして、市は20年度に制度を構築し、評価を実施するとのことで、意思表示のみですので現時点では「提言の一部実施(O)」としております。「提言どおり実施()」になるよう確実に制度を構築していただきたいと考えます。4番は、人口、面積の異なる各区への均等配分事業を行わないこととの提言ですが、市が20年度に創設する「がんばる地域応援事業」は均等配分に近いと行革審は考えており、「実施できていない(-)」としました。21年度予算に向けて、市には配分事業費を検証していただきたいと思います。5番はがんばる地域応援事業の住民周知ですが、各区での対応が区協議会と区広報の周知以外に具体性がないことから「実施できていない(-)」と判断しました。早期に市民や関係者へ具体的な市民提案の仕組みを示し、新制度が円滑に運用され、初めて理解を得たことになるのではないかと考えた次第です。

続いて(2)「同一・同種の団体への補助金を統一すること」です。7番、16番は「同一・同種団体補助金の統一への取り組み」についてでして、期限を定めた統一への意思表示は概ねされておりますが、一部団体については20年度内での達成が困難ということで「提言の一部実施(O)」としております。表明した期限内の統一を確実にお願いしたいと思います。なお、11番、12番、20番、21番の医師会、歯科医師会への補助金の統一は、市の対応方針が「団体の統合の状況を見てからの調整」ということで市、行革審双方共「実施できていない(-)」としています。

続いて、(3)「自治会への補助金等を統一すること」です。26番の「自治会への行政連絡業務委託単価の見直し」は、市の方針にある「平成22年度までに適正な単価の検討を図る」では明確な意思表示ではないと考え、「実施できていない(-)」としました。単価の削減に向け、明確な考えを表していただきたいと思います。

次に、(4)「長期化している補助金を見直すこと」。28番は補助金の期限設定で、市は「各課へ指

示する」との方針ですが、市内部の取り組みを聞いているわけではありません。市として設定するのかわからないのが明らかでないため、「実施できていない(-)」としました。確実に終期を設定するよう、中間答申でも指摘させていただきま。後ほどお話しさせていただきますが、最長で59年続いている長期補助金があります。29番は評価制度で、3番と同様、意思表示のみであるため「提言の一部実施(○)」との判断です。30番から33番は、区画整理事業等の全体事業の把握と公開ですが、30番の市の方針にあるとおり「所管課に指示を行い、公開を図る」と市内部の取り組みに留まっており、意思表示も曖昧なため、先ほどと同様に「実施できていない(-)」としたものです。20年度中の実施を求めたいと考えます。

(5)「評価制度を構築すること」。これは大変重要ですが、37番、38番は3番と同様、評価制度の構築について意思表示のみであり「提言の一部実施()」との判断です。「提言どおり実施()」となるよう、是非、確実に制度を構築していただきたいと思います。これは私から強くお願いしたいと思います。

次、重要なことで先ほども会長が言っておりました(6)「情報公開を徹底すること」です。39番、41番は「補助金の交付先等、詳細情報の公開」で、20年1月に市ホームページで公開されたことは市の取り組みの表れと考えますが、分かりやすさという点、また用語の統一等についても未対応であり、広報紙への掲載も意思表示のため「提言の一部実施(○)」としたものです。中間答申でも改めて指摘させていただきたいと思います。

(7)「補助金の見直しのガイドラインを作成し、遵守徹底すること」。これも非常に重要な問題だと思。42番、43番は「ガイドラインの遵守徹底、見直し」についてでして、20年度に行うとの意思表示のみで「提言の一部実施(○)」としております。実施された段階で「提言どおり実施()」とさせていただきます。なるべく早くこのガイドラインに基づいて補助金が粛々と実行され、また評価されていく制度を構築していただきたいと思。ます。

以上説明してまいりましたが、「提言の一部実施()」、「実施できていない(-)」と私共が判断した項目は、後ほど説明させていただきます中間答申へ盛り込みましたので、市には確実な実施をお願いをしたいと思います。補助金からの説明は以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。

引き続き、外郭団体分科会をまとめていただいた岡崎委員からお願いをしたいと思います。

岡崎委員

外郭団体分科会の岡崎です。

「平成20年度予算に向けた提言」への市の対応につきまして、外郭団体では提言を17項目いたしまして、市はそれを20件に細分されました。

まず、市が行った評価で「提言どおり実施()」となっていないものは12件です。12件の内容は、22年4月に地方独立行政法人の移行に向かって取り組みを始めました浜松市医療公社に係るもの、20年度中に会社清算を行うとしている浜松都市開発(フォルテ)に係るもの、このような関係者との協議や調整を必要とし、一気に実現できるものばかりではないということは理解しております。前倒し実施も視野に入れて、いつまでに完了するのか、改めて明確にいただき、スピード感のある取組

みを求めております。

次に市と行革審との評価の違いについて。市と行革審のそれぞれが行った評価の違いを件数でまず説明申し上げます。市が「提言どおり実施()」と判断した8件のうち、行革審も同様の判断をしたのが4件、「実施できていない(-)」としたものが4件です。また、市が「提言の一部実施()」と判断した9件のうち、行革審では「実施できていない(-)」としたものが5件あります。

それでは、行革審が「実施できていない(-)」と判断したものを大きく3つに分けて、説明させていただきます。

最初に、50番「非常勤役員の員数削減への取り組み」や、51番「外郭団体への市派遣職員の引き揚げの取り組み」について、市はそれぞれ「対応方針を決定する」、「調整を進める」という表現に留まっており、明確に実施するという意思表示がされていないと判断しました。今後の計画的な取り組みをお願いしたいと思います。

二点目に、52番の指定管理者の選定は「原則公募とする」、53番の「地方自治法や規定に定める場合を除き競争入札とする」等、いわば例外規定を認めた内容となっています。このほど市が決めた「外郭団体に対する関与の基本方針」に基づき、あくまでも公募や競争入札を前提とし、非公募や随意契約としたものは、その理由を全て公開するようお願いをしたい。

三点目として54番、60番、61番については、地方独立行政法人への円滑な移行に向けた20年度からの医療公社の運営体制や経営組織の枠組みが明らかでないため、また55番については、公的病院の責務と独立採算の両立に向けた具体的な見通しが言及されていないため、それぞれ明確に実施するという意思がないと判断せざるを得ません。限られた期間であることを十分意識され、理事会が地方独立行政法人移行の責任を持っていただきたい。

以上が、「平成20年度予算に向けた提言」への市の対応に対する、外郭団体分科会としての判断です。

鈴木会長

ありがとうございました。

それでは最後になりますが、市政経営分科会のまとめ役の伊藤委員をお願いいたします。

伊藤会長代行

市政経営分科会のまとめ役の伊藤です。

人件費、附属機関等につきましての市の対応について、私共の分析を報告申し上げます。

人件費についてですが、15項目18件のうち、市の判断でも「提言どおり実施()」が3分の1以下の5件しかありません。また、行革審の判断ですと「提言どおり実施()」は4分の1以下の4件です。人件費は職員数や組織、給与等、一時期に全て改定できない面もあるかと思いますが、提言どおりの実施を改めてお願い申し上げます。特に、市が「実施できていない(-)」としたもの2件は、82番の住居手当と84番の特殊勤務手当です。交渉の相手方もあるために大変難しいと思いますが、給与は市民が理解しうるものでなければならぬと考えます。後ほど中間答申でも申し上げますが、国を上回るものや合理性がないものは、早急に改めていただきたいと思います。

判断の差があるものについてのみ、説明させていただきたいと思います。

残りの市当局と私共の評価が同じものは、後ほどお読みいただき、ご理解いただければと思いま

す。詳細に見てみますと、市が「提言どおり実施()」と判断いたしました5件のうち、行革審では2件を「提言どおり実施()」にせず、1件を「提言の一部実施()」、1件を「意思表示のみ()」としました。まず、「提言の一部実施()」にしましたのは、71番の効率的な執行体制の構築にあたっての地域住民やNPO法人との連携です。これは、20年度に実施するとの意思表示はされましたが、予算や条例等で担保されていないため「提言の一部実施()」としました。意思表示どおり実施すれば「提言どおり実施()」になると考えております。次に「意思表示のみ()」としましたのは、70番の民営化、アウトソーシングの推進による効率的な執行体制の確立です。これも実施するとの意思表示は示されておりますが、その実施時期や全体像がはっきりしておりません。早期に計画を作成する等、全体像を明確にしていきたいと考えております。

次に、市が「提言の一部実施()」としたもののうち、行革審では「意思表示のみ()」であるとしたものが1件、「実施できていない(-)」としたものが2件あります。「意思表示のみ()」としたものは、79番の事務の合理化の徹底による職員の事務量の軽減です。実施するという意思表示は分かりませんが、年次計画を見ても具体的ではありません。数値化は難しいかもしれませんが、数値目標を定め、成果をしっかりと判断できるようにして、初めて実行するための意思を具体的に示したことになります。その場合には「提言の一部実施()」になると考えます。次に「実施できていない(-)」としたものの一つは、80番の時間外勤務の縮減です。行政経営計画では、20年度は18年の実績を20%削減するとなっておりますが、20年度予算では、18年度実績の4.3%減にしかありません。19年度の実績も、18年度実績を10%逆に上回る見込みとのことです。これでは残念ながら「実施できていない(-)」という区分にせざるを得ないと考えます。もう一つは、85番の一般職員への成績給の導入です。市では、地方公務員法の改正を見極めた上で対応するとのことですが、実施するのかもしれないのか、何をどのようにするのか、また、いつ実施するのかが分からないため、「実施できていない(-)」としました。

次に、提言への対応のうち附属機関についてです。14項目14件のうち、市の判断で「提言どおり実施()」が11件、行革審の判断でも「提言どおり実施()」は8件となっており、行革審の提言に対応するための努力はなされているものと考えます。

それでは差があるところについて説明を申し上げます。

市が「提言どおり実施()」と判断したものの11件のうち、行革審では3件を「提言どおり実施()」とせず、2件を「提言の一部実施()」、1件を「実施できていない(-)」としました。「提言の一部実施()」としたものの一つは、87番の執行機関の補助員の設置です。市では21年6月の農業委員会の統合にあたり、農業調査員を活用するとしておりますが、予算や条例等で定めているものではないため、「提言の一部実施()」としました。市の方針どおり、確実に実施するようお願いをいたします。もう一つは、97番の附属機関の委員へ支払う対価の統一です。一部、報酬以外のものが残るため、「提言の一部実施()」としました。「実施できていない(-)」としたものは、88番の執行機関の活動指標の情報公開です。市では会議回数や活動時間が指標となるか検証し、効果がある場合に実施するとのことですが、これでは指標を公開するかどうか分かりません。まず、効果を判断するためにも公開することが必要であると考えます。

以上が、「平成20年度予算に向けた提言」への市の対応状況に対する、市政経営分科会としての判断です。

鈴木会長

ありがとうございました。

それぞれの分科会の3人のまとめ役からお話をいただきましたが、他の委員の方々、今報告申し上げた点を含めて意見があればお話しいただきたいと思います。どなたか、意見ございますか。

原委員

補助金分科会の原です。

昨年8月にこういうお役を承りまして8ヶ月くらいになるでしょうか。その間の感想を含めながら申し上げたいと思います。

皆さんにいらしていただく公開審議会を開催いたします前に、私共はよく3時間から4時間くらいの勉強会を、1回か2回持っております。その他に、各分科会ごとの勉強会も1回くらい持っている。そしてこの審議会に臨んでいるわけですが、そういう勉強会の中で、委員の皆さんがものすごく熱心な、真摯な、そして詳細な議論を展開しておられます。今、皆様ご承知のとおり、少子高齢化という大きなアゲインストの風が吹いておりますし、それからまた税収の増加もあまり期待できないというハンディキャップも持っております、その中であって、いかにして税金の無駄遣いをやめ、そして市の財政の充実を図るかということを考えているわけでございます。

委員の中には世界的な企業のトップであるとか、また大きな事業の経営者のトップもおりますし、私は全く素人ですけども、ただ、企業の論理をそのまま適用するということではなく、あくまでもその根底には市長さんがマニフェストでおっしゃっております「こども第一主義」、将来を担っていく子どもをいかに健全に育成するかという問題、それから増えつつある高齢者が安心して過ごせるようにするにはどうしたらいいのか、あるいはハンディキャップを負った人たちも安心して暮らせるためにはどうしたらいいのかという考えが根底にあって、そういう施策を実現するために財政を豊かにしていこうという、そうした基本的な立場にあって考えていることを市民の皆さんにも是非ご理解いただきたいと思うのでございます。

私も市民の声の欄、新聞記事、行革審の事務局に対する投書、あるいは最近では新聞のチラシでも、行革審に対してちょっとどうかと、行革審のやり方がどうかという批判というか非難というか、そういうご意見も見かけるわけです。例えば私が覚えている中では、フォルテの撤退について、地下ホールがなくなるのは非常に不便で困るとか、あるいは駅から一番近い市立の図書館がなくなってしまふのは寂しいと、そういうご意見があります。

考えますに、人は誰でも、今まで受けていた行政サービスがなくなるのは辛く、痛みを感じることで。しかし、そのフォルテが撤退するという結論だけを見ていただかないで、会長のおっしゃってありましたように、どうしてそういうことになるのかというプロセスまで考えていただければ、納得していただけるのではないかと思います。私は、行財政改革のためには市民の皆様もやはり多少の痛みを感じていただかなければいけないのではないかなと敢えて申し上げたいと思います。

20年度からバス・タクシー券の交付について、所得制限が設けられることは前回の審議会でも財務部長さんがおっしゃってありました。多分、私もタクシー券はなくなるということで、私は自動車でも走り回っておりますからあまりタクシーやバスを使うことはないんですけども、それでも例えば出張から帰った時、荷物があつたり雨が降っていたりするとタクシーに乗ったら楽だなと思うんでありますけれども、最近はバスを利用して、荷物を持って雨の中、バス停から自宅まで歩いて帰ったということが二、

三回あります。市のご説明によりますと、バス・タクシー券の所得制限によっても1億4,600万円という予算が節減できるんだそうです。私がバスで帰らなければならないという些細な痛みですけれども、そういう些細な痛みも、我慢して市全体となれば1億4,600万円という予算が節減できるんだと、私は素人ですからそういう数字を拝見して改めてこれは大きなものなんだという感じをいたしました。ですから、行財政改革のためには、どうしても痛みを感じていただかなくてはいけないのではないかなと私は感じております。

補助金についてですが、地方自治法で補助金というのは公益に資する場合には補助金を出してもいいと書かれてあり、要するに公益に資するかどうか補助金を判断する一つの目安となるわけがあります。ただ公益とはなんぞやということになると非常に難しい問題でありまして、これを市民の皆さんに判断していただくのは非常に困難が伴うのではないかと思います。そこで市では、「補助金見直しにかかるガイドライン」を作ってくださいました。その一つの内容として、この中に「評価基準」というものを作ってくださいました。これは公益性であるとか、その補助金が公正かどうかとか、必要性がどうかとか、あるいは費用対効果、費用をかけただけの効果が上がったかどうかという色々な項目に分けて、項目ごとに点数を付けて総合的に評価するというものであります。ただ、伺ってみますと誰がその評価をするのか、その評価をどうやって市民の皆さんに公開するのかという点がまだ不十分であるということで、先ほども補助金のまとめ役の中山委員さんがおっしゃっていましたが、そういうことまで含めて情報公開していただいて、補助金が適切であったか、公正であったか、あるいは公平であったかという判断は、最終的には市民の皆さんがするのが一番適切なのではないか。そういう判断が積み重なって、やはりこういう補助金はいいんだとか、こういう補助金は止めるべきだとか、そういう結果につながっていけば、非常にいいことではないかと思います。ですから市としては、せっかくガイドラインを作っていただいて、その中に評価基準も作っていただいたわけですから、その評価基準に基づいた評価まで、我々、それから市民の皆さんにも分かるように、その辺まで情報公開を徹底していただきたいと考えます。

私の感想も交えながら、つたない意見を申し上げました。

鈴木会長

ありがとうございました。有高さん。

有高委員

同じく補助金分科会を担当しております有高です。

委員としての意見を2、3分でまとめて話してくれと言われていたものですから、今の原委員のご意見のようにしっかりとしたことはちょっと考えてはいなかったんですが、私、第1次行革審から委員をやらせていただいていますので比較めいた話にはなってしまうんですが、冒頭会長がお話されていたように、今回の審議会、勉強会の中で行政、市当局側からの資料提示のスピーディさはすごく感じておりました。それに加えて市当局から、この改革についてこうしたいんだという意見も多かったのではないかなと感じています。そういった点で、勉強会を含めてすごくやりやすいなという印象を持っております。

それから先ほど原委員さんからも意見がありましたが、色々で行革審に対してそこまでやる必要があるのかというような意見が出ていることも確かかと思えます。固有の名前を出して失礼になるんです

が、行政の改革の話をするといつも夕張市の話が出てくるわけですが、例えば夕張炭鉱が全盛の頃に今の夕張市の状況を予測した人は多分誰もいないと思うんです。私事なんです、私の勤める企業が昨日で(浜松での)二輪の事業を終了しまして、来週から熊本に移管をする。単純に行政との比較はできないですが、今のままで5年、10年浜松で生産をしても多分どうということはないと思うんです。ではそれが10年後、20年後、30年後のことを考えると、やはりここが判断をするべきところだったのだと私は考えています。ですから今、浜松市は公債費比率等を見ても多分優秀な行政体だとは思っています。しかしこれが本当に10年後、20年後、更に50年後を考えた時に本当にいいのかということまでやはり考えていかなければいけない。ですからこういった行革審が生まれて、色々議論をしているんだと考えます。

それで、補助金も含めた今回の提言に向けた対応ですが、当然、行革審の言った提言が100%だということはないと思います。ただ我々行革審が議論を尽くして出した提言ですので、これに向けて行政としても色々議論して対応していただきたいと思ひますし、この緊急提言の中で対応しきれなかったところは今回出す中間答申をもう一度見ていただいて、それに近付けるような対応を是非お願いしたいと思います。

井出委員

委員の井出です。

この後に発表する中間答申、そして会長さん、また委員の皆さんから発言があった内容とほぼ重なることになりませんが、やはり提言全般に関して行政に対して望むことは情報公開の徹底です。情報公開にもコストはかかりますが、それ以上に効果が大きいと思ひますので、情報公開の徹底を是非進めていただきたいと思ひます。

市の対応状況についての意見は色々ありますが、せっかく年度の最後といひますか中間答申のこの機会に、行革審の答申の中身とは少し飛躍があるかと思ひますが、私の担当が外郭団体分科会で医療公社について関係、担当したものですから、それに関して少し思うところを述べさせていただきます。

今回、答申を上げる中で医療公社は新たな経営体制で進めていただくわけですが、是非、医師が浜松なら頑張ろうという思いを持っていただけるような病院にしてほしいと思ひます。できれば地方独立行政法人として経営を安定させる中で、女性医師の活用を進めていただければ思ひます。今、全国の臨床医に占める女性の医師の割合は約15%です。ですが医師の国家試験の合格者は3分の1が女性になっています。今後も女性医師の割合は増加していくことが予想されます。医師不足が深刻化して、特に小児科、産婦人科、麻酔科、こういった分野は医師不足が深刻化しているのですが、こういった分野は20%以上が女性の医師なんです。小児科では3分の1が女性です。女性の割合が多いということは、結婚や出産を機に退職する女性医師も多いために、ますますその他の診療科と比べて医師不足が生じてしまいます。これをそのまま放置しておきますと、将来、医師の職場環境といひますか、医療の全体の環境がますます悪化していくことが心配されるわけです。ですから若い女性の医師がキャリアを継続していけるよう、医師の勤務環境を整えていくようにしてほしいと思ひます。つまり、出産や育児等で一旦退職したけれども復職したいとか、あるいは子どもを育てながらも医師として働きたいという女性の医師のために、パートタイムで勤務できたり、期間限定の勤務といった柔軟な働き方ができる仕組みをこれを機会に進めていただければと思ひま

す。

浜松は「こども第一主義」ですから、医療センターについても小児科ですとか産婦人科は看板になると思います。浜松の医療センターで是非先駆けてそうした取り組みを始めていただければと思います。これは経済性や生産性と両立しないことではないです。工夫してやればそういった行革効果とも両立します。そして時代が求めていることだと思います。そういう意味でも是非そうした方向性も検討の上で改革を進めていただきたいと願っております。

鈴木会長

どうもありがとうございました。高柳委員、どうぞお願いします。

高柳委員

高柳です。

先ほどの人件費で出てきました68番(職員数の削減)は、提言の方が控え目で、(定員適正化計画の)143人を上回って削減しなさいという提言で、市はその通りおやりになったということであり、20年4月のことですが、実はお隣の磐田市は去年も今年も、入庁、つまり採用がゼロであります。同じ合併でも、磐田市の場合には各町村共、役所の人間は減りますよということを承知の上で合併なさったそうです。ところが浜松市の場合には、色々なものを経過措置的に温存するという形を取りましたので、思い切ったことができにくいという要素が、色々なところで出てきている。

そういうのが例えば敬老祝金でも出ておまして、これも予定どおりの実施ですけども、私は、やはり思い切った決断をしていかなないと高齢化のスピードに間に合わないだろうと思います。先ほど鈴木会長からこんな具合ですよ、高齢化がすごいというお話もありますし、やはり、そういうのを踏まえて考えると、浜松が80万人とすると5分の1くらいの人口の、田舎の小さい中核市にもなっていない都市でも思い切った手立てを講じている。

私が考えるに「官は民の補完にあり」で、民業が栄えれば自然と官がよくなる。民業が廃れてくるといわゆる市民全体のニーズが下がるわけですから言うこともやることもせこくなってくる。特に中心市街地のようなところは商売がダメになると「官よ助けてくれ、お前たちが悪い」というように、自分たちは民が自分で生きているわけですから、官を頼ってくる。頼ってくるのも悪くないんですが、やはり官は民の補完であって主役ではない。市が主役になってまちづくりにいそしんでまちが活性化するなんていうのはものすごく膨大などてつもないお金がかかる話であって、それは民の皆さんがどうやるかというだけの話だと思います。

したがって行革審の役目は、無駄金をもう少し役に立つところに使ってくれと、簡単に言うとそういうことなんで、そのためにやっているのに行革審は何か企業サイド、産業サイドのことばかり言って市民のことを考えていないと言われるんですが、市民は大変賢い部分もあるけれども時として自分が前面へ出て、それで自分さえよければという部分もあり、それが私はいわゆる補助金の整理であったり、外郭団体の整理が必要なのに対応できていなかったりということだと思う。

外郭団体のところを見ても、命に関わるような仕事の方々がいるものですからどなたも言い難い。たまたま私は医療センターには一度も行ったことはなかったんですが、この前初めて行きました。前よりは少しはよくなったかなと思うんですが、それでもやはり民間の病院に比べるとケタ違いに違っているなという実感を実はしたわけであり、その辺もよくわきまえてと考えています。

最後に98番(委員報酬額)ですが、市の条例案の出し方がよかったかどうか分かりませんが、どうでしょう。浜松市民であれば、色々な附属機関の委員会に出るのはタダではなんだから3千円程度でひとつご協力いただけないだろうかと言ったら、議会で8,800円に決められたようであります。これは当局の議案の出し方がよかったか悪かったかに結ぶと思うんですが、普通感覚でいきますと今、パートのおじさんおばさんが高齢社会ですから年金をもらうまでに時間があるなら働こうやと。その時間給がほしい800円とか900円とか千円。資格を持っていらっしゃる、例えば保母さんなどですと大体時間給は1,200円とか1,300円の世界なんです。そうすると、行革審は会議に出るとほしい1回2時間半から7時間くらいで月5回くらいなんです。これはとびきり(時間、回数とも)上の部なんです。委員会は普通2時間以内くらいで終わっていらっしゃる。そうすると8,800円を2時間とすると時間あたり4,400円です。一般市民の普通の共働きの家庭、それからパートに出ていらっしゃる皆さんから見ると、時間4,400円っていうのは考えられない高賃金に映ると私は思います。

議会の皆さんがどういう考えで決断を下したかよく分かるんですが、やはり議会の皆さんは票という、知識とか経験とか能力は全く関係なく、票という物差しで当落が決まって職業に就くか就かないかの瀬戸際に立たされるものですから、どうしても市民の痛むことは言いかねる。正直なことが言えない。私はその辺の役割を担っているのが行革審だと思っています。この辺は議会の皆さんも行政の皆さんも、行革審の委員の人たちの切ない思いを少しは斟酌していただくとありがたいなと思っているわけです。

「お前は20年市議会議員をやって、退いてせいせいしてるから言いたい放題を言える」って言われますが、言いたい放題言えるから行革審の委員が務まっていますので、その辺はまさに自分の20年間の反省の弁も込めまして申し上げさせていただきました。

鈴木会長

ありがとうございました。山本委員どうぞ。

山本委員

高柳さんと同じ市政経営分科会に所属しております山本です。

たまたま今、高柳委員さんが附属機関についてお話しいただきましたけど、附属機関は経費的には1億1,880万円でした。先ほど、原委員さんから出たバス・タクシー券の補助金に所得制限を設けることで削減されたよりも少ない金額で全機関が賄われているわけです。附属機関の委員さんの謝礼・報酬等の問題ですが先般、議会で否決されました。ただ私とすると、行革審はこれで一つの仕事ができているんだと判断しております。これだけ議論が巻き上がる、そしてそこで論議されて、また道が開けてくるということだと思いますので、否決されたことについてあまりこだわらなせん。

ただ、行革審が経費の節減だけを論じているかという、もう少し違う視点でご覧いただきたいと思えます。というのは、浜松市の行政、あるいは附属機関等の行政を取り巻く私たちもその一部だろうと思えますが、少しでもレベルアップを図っていくという問題にも目を向けなくてはならないと思えます。附属機関の中には専門性を有するもの、あるいは市民意見を広く求めるものなど、いくつかの性質がありますので、十把一絡げで論じる危険は感じますが、それこそ長い間、行政が発案し議会に提案をする、その間で少しでも市民意見を取り入れるという形でできてきた附属機関もかなりあったと思

いますが、市が議会へ提出する前の単純な追認機関になってしまっているものの中にはあるのではなからうか。

先ほど高柳さんから出た審議時間、審議回数の問題から考えますと、市が提案を説明して、それを委員が伺って、そのあとで1時間半あるいは2時間以下の時間で委員さんの意見を十分に忖度(そんたく)する時間があるのだろうか。あるいは委員に意見を述べていただいて、それだけの時間で本当に終わるんだらうかも含めて考えますと、経費だけではなく、もっともっと附属機関の中身について内容をレベルアップすることが必要だと思います。

附属機関はスクラップアンドビルドも申し上げております。中間答申ではもう少し具体的に申し述べている箇所がありますので、そこもご検討いただければいいわけですが、とにかく、附属機関には形骸化しているものがあるということは、失礼な言い方かもしれませんが私共の検討の中で浮き上がってきたところだろうと思います。

もう一点、(市民の意見を聴取するため)パブリックコメントを一つの手法として我々も提案をさせていただいております。しかし、市も述べておりますが、何がテーマなのかという問題が、市民の皆さんのご理解が十分にできていない。あるいはテーマを中心とした情報公開ができていない中でパブリックコメントを求めても、そんなに十分な意見が出てくるはずもないということもありまして、まだパブリックコメントに全てを頼るのは時期尚早という思いもあります。それだけに附属機関の中身、あり方、テーマ、目的等について行政側でも再度の慎重な審議、ご研究をいただいて、建前だけではない、こういったものについてのスクラップアンドビルドとレベルアップも、経費以外の大きな問題としてご検討いただければ幸いです。

鈴木会長

ありがとうございました。秋山さん。

秋山委員

いつもちょっとしゃべり過ぎるものですから、今日は時間見ながらもし時間が押していたら止めようかなと思ったんですけども、タイムスケジュール見ると4分くらい大丈夫そうですので、4分くらいしゃべろうと思います。

予算のための緊急提言をさせていただいて、それに対して市は短期間でかなり踏み込んで、しっかり対応していただいたと思います。そういう意味では市長・副市長を含めて新体制にすごく感謝をしております。ただやはり残念ながら「提言どおり実施()」と「実施できていない(-)」の間の微妙なところがたくさん残っていると感じます。なぜこの微妙な「提言の一部実施()」と「意思表示のみ()」が存在したかという、一つは時間が必要だったという理由があります。もう一つの理由は相手先があるものについては、結局「提言の一部実施()」と「意思表示のみ()」になってしまった。相手先のあるものは附属機関や協議会等の委員の方であるとか、人件費等の問題については職員方の組合もあって、そういう意味で抵抗勢力になるものがあつたために、「提言の一部実施()」と「意思表示のみ()」が存在したと思っています。

そういう意味では、議会は抵抗勢力になってほしくないと思いますし、そのためにはもっと合理的、論理的、科学的な考え方で、議会の判断を仰ぐべきだと思います。それは、議会が悪いわけではなくて、提案の仕方ですとか情報公開の仕方がちょっとよくなかったのではないかなと思います。組合

も抵抗勢力になっていることがあるわけですが、これについても、浜松市の危機的な状況について、これは今が危機なのではなくて、山本さんがおっしゃられたように、その先のこと、あるいは有高さんがおっしゃられたようにすぐ先のことを考えた時には、本当は今、もう危機が始まっているわけですから、組合に、そういう未来を考えてくださいと説得する必要があったかなと思います。

まだまだ情報公開が足りないと思いますし、マスコミの報道だけではなかなか伝わらないものがたくさんあるので、それをできるだけ市民に情報を出していくことを考えるべきかなと。例えば行革審が終わった後の翌日にはマスコミに記事が載りますけども2時間半か3時間しゃべったことが、たったのこれくらいで載るわけです。そうするとやはり意味は伝わらないわけですから、ケーブルテレビ(審議会の録画放送)を見ていただくか、あるいは他の方法を、ウェブサイト等でたくさん情報が伝わるようにしていただけたらと思います。

例えばフォルテの処理についても、一般市民は皆クエスチョンマークがたくさんあると思うんですけども、そういう情報が出てこないんですね。確かに契約書の中身ですとか、そこら辺は出せない部分もたくさんあるかもしれないですけども、今のままではフォルテは公正な処理がされているかどうか分からない状況になると思います。そういう意味で抵抗勢力を作らず、この先出す中間提言がしっかり実行されるための情報公開をお願いします。

それからもう一つは、検討したり実施したりする時に、もっとも外部の助けを借りてもいいんじゃないかなと思います。外部という意味では行革審からの圧力があってもいいと思いますし、それから専門家の意見が入ってほしいなと思います。市の方々は、ある意味では専門家なんですけれども、ある意味では専門性については足りないところがあって、ノンプロでもあるという意識を持って、例えば業務の合理化とか、アウトソーシングについては、審議会ですとかあるいは構想日本のような業務仕分けのプロフェッショナルを入れないで業務を見直しても、どうしても内々で作った委員会でやっている見直しではできないことがたくさんあるはずなので、もっと外の力を入れていただけたらと思います。それによって、もっと大きな視野でのグランドデザインができるのではないかと思います。

事務の合理化とか、時間外手当の問題ですとか、分担の見直し等をやる時に、一番大きなところは区割りです。中間答申にはそこまではっきり書いていないんですけども、区割りを見直してから、その上で本庁と区の役割分担を見直すという手順が必要です。その時に外の意見をたくさん入れられる審議をするための委員会がほしい。前々回の審議会で、区割りの見直しですとか業務分担の見直しの部署に何人くらいの人が入っているんですかと聞いたら、企画部の中の3、4人の人がそういう検討をしているとの話でした。しかしその人数では、全体グランドデザインを見直して2年先、3年先の組織を作ることはできないと思います。そういう意味で情報公開と、外部の力をもっと使っていただいて、是非この先発表される中間答申の内容を100%実施できる状況を作っていただけたらありがたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございました。他にはよろしいですか。

今、各委員から発言があり色々意見が出ました。特に、今日初めて皆さんに資料(『平成20年度予算に向けた提言』への対応状況比較一覧)をお配りしたんですが、非常に細かく記載させていただいて、17ページくらいあるかと思います。

一つの例で申し上げるんですが、(19年度では)補助金が159億円出ている。これは狭い意味の

補助金です。それを20年度予算では132億円に減らしていただいたということで、「随分減ったな」と思うんですが、実は合併前が約130億円くらいでしたので、20年度で132億円になったということは、合併して急に膨れ上がって159億円になったのが元へ戻ったということなんです。これはそれ自体が問題だから、減らさなければならぬということで、実は「補助金にはこんなものがありますよ」と市民の皆さんに一度知っていただく必要があるので、補助金の一覧を広報はままつで各世帯へお配りしたらどうだろうかという案が出たんですが、それをやりますと資料が200ページくらいあるということです。200ページ、28万世帯へ200ページの資料を配ったら、大変な金額になる。だから今日は17ページの資料しかお配りしていませんけど、本当は熱心に聞きに来ていただいている方には200ページ全部詳細をお見せした方がいいんじゃないか。そうすると、「こんなものにまで出てるのか、これはいかんね」となるわけです。それが132億円あるということ。

だけでも、132億円が、赤字の補てんから委託料とか何とか色々なものを合わせますと、広い意味での補助金は300億円近くあるということですからね。一般市民の方々はそういうことでやはり「補助金は遠慮しなければいかなあ」とお考えいただきたい。

しかも50年以上続いて補助金を受けている団体があるわけですよ。50年続くというと、もう補助金ではない。慢性化しているということでして、20年、30年、40年経っている補助金が随分ありますね。そういう点が、私、色々話が出ました中で一つの例としてお耳に入れておきたいと思ひます。市当局の皆さん、今の数字に大体間違いありませんね。そういうことから、ご理解いただきたいと思ひます。

4 中間答申について

鈴木会長

それでは時間がまいりましたので、中間答申の報告をさせていただきたいと思ひます。

中間答申は私から総まとめを報告いたしまして、あとは3分科会のまとめ役にお話しさせていただきたいと思ひます。

今、委員の皆さんのお話に出たんですが、市長さんに特にお願いをしたいのは、皆さんが行革でドケチなことばかりやっているんじゃないかとか、何か利益の上がないものは止めちゃうのかとか、色々な事実の理解ができていない。その理由は、何百億円が行革で浮かしたと思うんですが、それを何に使うかをお知らせする、情報を公開するのが非常に難しい。行革審でこれだけ節約して予算ができたから借金を返しましたと言うと、それは企業と一緒にではないか。借金を減らしたのか。もっといいことに使いなさいよ、と。無駄遣いをやめて節約して貯金しました、借金を返済しましたと言うと、市民の皆さんは何なんだって話になるんです。

そこで市長さんがおっしゃっている子ども対策、医療の問題、あるいは高齢化とか高齢化ということで、実は行革審でこれだけ浮かしてくれたから、このお金はこういうところに使いますよということをもっときちんと話してもらわないと。蓄えちゃったとか止めちゃったとか、さっきフォルテの話が出ましたけども、やはり6千万円、7千万円のお金が浮いた分を、子どものこういうことに使いましたとおっしゃっていただければ、皆さんにもご理解いただける。それを是非、中間答申の内容を実施するについて情報公開という意味で、こういうことに使ったんだよとお話しいただきたい。

それはなぜか、どういうことかという、やはり時代が成長から成熟に変わっているんです。もう成長ということではない。この前も市当局の方で27年までは(浜松市は)人口が増え続けるんだっておっしゃったけども、現実に日本の人口はもう17年度には減っている。だから浜松市だけが増えるという可能性は極めて少ない。だから予算編成もそういう前提で立てていかななくてはいけない。それで人口が増えないということはどういうことかという、老齢化が進むってことなんですよ。老齢化が進むってことは、この前お話しがありましたように(旧浜松市には)65歳以上の方が11万人いらっしゃったのに対して、20万人が合併してその中で5万人、25%が65歳以上であったということで、合併によって浜松市の老齢人口は20%を超えたということ。

それからもう一つ、外国人の方。この間、菊川市の市長さんと話をしておりましたら、静岡県下で外国人の住んでいらっしゃる割合は菊川市がパーセンテージでは最高で、絶対数では浜松市が最高だと。こうなっていますから、外国人の人々は3万人を超えていらっしゃるはず。外国人の皆さんが増える、減るということは、実は変動要因と考えなければいけない。企業が盛んだったら外国の方々が多くなる、産業が停滞すれば、例えばさっき話がありましたけど熊本へ移られるという、それだけ外国人は減っていく。だから、あまり外国人が増えて人口が増えたんだという言い方は、もう理由にならないと考えなければいけない。それで、3万人の外国人がいらっしゃるけれども変動すると考えなければいけないぞということで、人口の増加は本当に増えるのかどうかという批判。

それからもう一つ、先ほど65歳以上の高齢者が合併で5万人増えたと申し上げたことに関連して限界集落です。65歳以上の方が50%を超える集落(限界集落)が市内に46あるとお聞きました。これは減らないんですよ。46が50、60に増えていくことはあっても減らない。だから過疎化対策と老齢化対策を兼ねてやっていかなければならない。浜松市だけで見ても、(26年には)65歳以上の方が人口の24%になるんです。しかも65歳以上の高齢者の一人暮らしは16,241世帯で市の全世帯数の6%。それから高齢者のご夫婦二人暮らしが23,519世帯で8%、両方足すと全世帯の14%が65歳以上の高齢者だけでお住まいになっていらっしゃるって、限界集落を作りつつある。ですから、市長さんがおっしゃるように「こども第一主義」と老齢化対策、過疎化対策に金がかかり要る。だから我慢してくれということで、50年も補助金を出していたけどこの際勘弁してくれ、こうしないと金がないんですよ。さっき夕張の話が出ましたけど、今のやり方をしていると本当に5年先10年先に浜松がそうならないという保証はないですよ。そういう点で大変なこと。時代が変わって成長から成熟になってきたということ。市民の求める施策はやはり子どもと老人、介護の問題、それから過疎地の対策。もちろん道路もほしいとか色々ありますけれども優先度を付ければやはりそれが一番先に来る。

それからもう一つは、私つくづく思うんですけど、スクラップアンドビルドができない。一度造ったらなかなかスクラップしない。だから一時「ハコモノ行政」と言われたけど、あれも私が造りました、これも私が造りましたっていうと立候補するときに良いいって話になってしまう。それで潰したっていうとあの人は壊し屋かと言われるんですが、建物には耐震性、免震性の問題がある。それから平屋建てや2階建てをチョコチョコと造るよりも一箇所にとめる。公会堂はそうはいかないけど。しかしまとめて色々なものを兼ねるということをしなないと。スクラップアンドビルド、造る・壊す、壊すこともしないといけない。体育館も壊すという話をしているっていらっしゃいましたけれど、やはり時代の変化と共にそういうものを違った見方で見ていくことが必要だと思います。

それから先ほどからずっと出ておりますが、市民が皆一緒に協働で行政改革をやるということが大切で、ちょっと言い方が悪いけど、市に任せるとか市議会に任せるということではなしに、やはりこれ

はもう市民の皆さんにもやっていただく必要がある。行革審の委員はご覧のとおり全員が浜松に住んでいますからね。それで浜松で飯を食っているんです。だから浜松市民の目線で各界各層の考え方で審議していただいて、私は偏ってはいないと思っていますから、市民の目線でこれからも考えていきたい。

それからもう一つ、市の皆さんにお願いしたいのは、情報公開をしてくださいって言うけど、言葉が分からないんです。先ほどもパブリック何とかって出ましたけど、僕はああいう横文字は何にも分からないね。だから少なくとも、あんまり英語は使わないで日本語でお願いしたい。それと言葉を統一してください。お役人さんだけがお使いになって、自分は偉いからこういう言葉を使うんだって思っていたとしてもちっとも偉くないですよ。小学校6年生の子どもに分かるような言葉を使うことがいかに重要かということだと思います。そういう点で、市民が理解できる言葉でお願いしたい。先ほど補助金と言ったのは132億円の(狭義の)補助金。だけでも他に繰出金・交付金・負担金があるんです。「繰出金って何ですか」って言うと「いや、それは赤字を埋めているものです」。「あっ、ではそれは補助金ですね」。「まゝまゝ」と。そういうことで3度目か4度目の回答の時に初めて「まゝまゝそう言えば補助金です」って言い方になった。それでは日本語が市民の皆さんに分かりません。だから、総務省が何を言おうとそんなことは関係ないんだから、浜松市民の税金をいただいて浜松市民のためにお金を使っているんですから、浜松市民に分かりやすい言葉を使っていたくことをお願いしたい。

それからこういう話を中山委員が聞いてこられた。変わるということにチャレンジし、変化させることにチャレンジしなくてはいかん。それで、お役所がおっしゃることは、何か頼みに行くど「前例がない」。「いやあそういう話は前例がございませんから」。そうすると我々民間は「前例がないんだから、前例をお作りになるためにこれをおやりになったらいかがでしょうか」と言うんですが、「前例がない」。委員の皆さんで話したんだけど、「前例がありません」は実はアイデアがないってことなんです。アイデアを出さないから「前例がない」と言う。それから「時期尚早」。この言葉はやる気がない。やる気がないから「時期尚早」。やりたくないから「時期尚早です」で済ませてしまう。これは中山委員からの受け売りなんですけども、「前例がない」はアイデアがない、「時期尚早」はやる気がない。だからチャレンジする、悪しき前例は困りますが前例を作っていくことをしていただきたいとお願いしておく。

それから私は行革の議論が広がっていただくことが大切だと思います。三人寄れば文殊の知恵ってことがあります。委員は10人集まっていますから、色々な意見が全部まとまることはございませんけれども、最大公約数を具申しているわけです。一にも二にも情報公開がお互いに必要。それから19年12月に市長に提出した「平成20年度予算に向けた提言」への対応状況を今回報告させていただいたわけですがけれども、「提言の一部を実施()」や「実施できていない(-)」というものを、やはり全て「提言どおり実施()」にさせていただくようご努力いただきたい。

以上、中間答申提出するについて総論を申し上げ、あとは中山委員の補助金の問題に移っていききたいと思います。よろしくお願ひいたします。

中山委員

それでは補助金に関して、中間答申を私から報告させていただきます。一部はこの前面のスクリーンを見ながらお聞きいただければと思います。

まず補助金削減の必要性について説明したいと思います。補助金の20年度の予算規模は先ほどから出ておりますとおり132億円で、市の説明によれば19年度との比較では名目上27億円、実質

13億円の削減。件数では161件減の300件となっています。これを17年7月の合併前、旧浜松市の予算額91億円、件数222件と比較しますと、金額で1.45倍、件数でも1.35倍という水準です。これは、地域固有の伝統、文化に関するもの等、合併旧市町村地域に限定的な補助金や、商工会等の同一・同種の団体に対する異なった制度の補助金の存在が増要因の一つに挙げられ、地域間や団体間の公平性、行政効率の観点、更には市長マニフェストにあります「ひとつの浜松」を実現するためにも、補助金の統合、補助制度の統一が必要だと考えます。

次に20年以上続いている補助金が約130件と依然として全体の半数近くもございます。こうした長期化している補助金は、毎年継続的に同じ団体へ助成しているのが現状で、制度そのものが固定化、硬直化していると言えます。このままでは補助金は肥大化する一方です。補助制度をゼロベースで再構築する具体的な方策が必要で、こうした長期化している補助金はこの際、一旦廃止とすべきではないでしょうか。

一方、恒常的な評価制度の構築と、市民誰もが納得できるための情報公開が不可欠であると昨年12月の提言で申し上げました。特に、推定300億円程度あると言われている繰出金や外郭団体への委託料といった補助的な性格の経費は、市民に分かりやすい用語で統一し、説明していただかなければならないと思います。補助金は、そもそも行政が税金で負担しなければならないものなのかどうか、徹底的に精査することが重要です。年によって増減する補助金もありますので、市が分類している「事業費補助」、「団体運営補助」、「イベント補助」、「利子補給」、「投資的補助」、「扶助費」の6区分ごとに見直しの方針を定め、馴れ合いや惰性を排除し、21年度の予算に向けて、より一層実質的な削減を行う必要があると考えます。

次に補助金の統合、補助制度の統一についてです。ここからが答申の具体的な項目です。一点目は補助金の統合、補助制度の統一についてです。市では20年度に地域に限定的な補助金の一部を統合し、市民提案型の「がんばる地域応援事業」が創設されることとなりましたが、各区の対応に大きな差が出るのが懸念されることもあります。そこで、一件あたりの上限額設定等、運用上の統一的な基準を作成していただきたいと考えます。この「がんばる地域応援事業」の創設で区の裁量権が拡大しますことから、今以上に区の行政能力が問われる点を認識し、20年度以降全ての区役所で研修を実施する等、区長を始め職員の資質向上、意識改革に取り組んでいただきたいと思えます。19年度に各区に300万円予算措置されました「地域づくり事業補助金」がありますが、その事後評価を20年度に実施し、新制度の統一基準に反映してください。また、「がんばる地域応援事業」は人口、面積も異なる各区へ2,000万円(中区、東区、西区、南区)、もしくは3,000万円(北区、浜北区、天竜区)と均等に近い配分がなされていることを考えますと、20年度実施事業を年度内に中間評価し、21年度の各区への配分に反映させるべきだと考えます。同一・同種団体の補助金の統一については国際交流協会等、一定の成果を挙げておりますが、いまだに助成制度が異なっております商工会等への補助金については、22年度までに統一していただきたい。団体補助金を統一するには補助金を削減するとの方針を20年度中に関係団体へ示すようお願いいたします。合併旧市町村地域で大きく異なっていた自治会補助金等の制度は20年度に統一することですが、一世帯あたり850円という行政連絡業務委託単価は据え置かれておりますので、適正な単価を設定するまでのスケジュールを明確にして、22年度までには削減していただきたい。また区役所業務分の上乗せ委託費、これは7区ありまして1区あたり150万円及び世帯あたり10円ですが、これも22年度までに抑制していただきたいと考えます。

続きまして長期化している補助金の終期設定、廃止についてです。長期化している補助金ですが、補助金の使途、交付団体が固定化、硬直化しないよう、全ての補助金について、20年度中に終期を設定していただきたい。その終期は5年以内としていただきたい。20年以上同じ団体へ交付されている補助金は、20年度で廃止すべきです。21年度以降に助成要望があるものは公益性、公平性等を評価基準に基づき厳密に審査し、特別な理由がある場合のみ、必ず終期を設けた上で新規補助金として取り扱うよう提言いたします。区画整理事業費補助金等、一定期間、多額な資金を伴う補助金について、既に事業に着手しているものは、単年度分だけでなく、進捗状況等を正確に把握した上で助成の是非を判断し、計画変更の有無に関わらず、その全体事業費や補助金総額等を20年度中に公開していただきたい。また、新たに事業を実施するものは、事前の審査を実施した上で、その全体事業費等を公開していただきたいと考えます。国や本市における平均寿命の状況を踏まえる中で、敬老祝金等の敬老事業のあり方を、敬老会開催費補助金の対象年齢が75歳に統一される22年度までに検証していただきたいと思います。

それから評価制度の構築についてですが、例えば少額なものは内部評価、多額、重要なものは第三者機関による外部評価とするフローを明確にした上で、21年度予算へ反映できるよう、可及的速やかに実効性のある評価制度を構築し、評価を実施していただきたい。そのためには誰が、どのような基準により評価したのか、きっちりと記録に残るような統一的な用紙(フォーマット)を定めるようお願いいたします。もう一度申し上げます。きっちりと記録に残るよう統一的な用紙(フォーマット)を定めるようお願いいたします。新規や単年度の補助金の事前審査については評価制度の中の位置付けを明確にした上で、21年度予算へ反映できるよう実施してください。

続いて情報公開ですが、市民誰もが判断でき、納得できる補助制度であるためには、情報の公開が大変重要です。本年1月に18年度補助金決算の内訳が市のホームページで公開されましたが、今後も予算額、決算額について継続的に公開していただきたいと考えております。また、繰出金や外郭団体への委託料等、補助金と類似した財政支援的な経費につきましては、21年度予算から用語を統一して市民に公開するよう提案いたします。浜松赤十字(日赤)病院移転支援事業費補助金等、合併時に多くの負担を取り込んだ補助金につきましては、その経緯も含めて20年度中に公開するようお願いいたします。

次に、市が19年度に策定いたしました「補助金見直しにかかるガイドライン」を遵守徹底し、数値化した評価基準に基づいて個々の補助金の評価を20年度中に実施してください。また、ガイドラインを固定化、形骸化させないよう、20年度中において運用上の課題を洗い出し、絶えず更新をしていただきたいと考えます。このガイドラインに基づいて評価の制度がしっかり構築できれば、今後、補助金の肥大化は防げると考えておりますので、ガイドラインの遵守徹底は是非ともお願いをいたします。是非、ガイドラインは遵守徹底いただくように再度お願いしておきます。20年度の補助金予算額132億円は、市によると実質約13億円の削減となっておりますが、先ほど申し上げました6分類の中では、「投資的補助」の28億円の減が主なものでございます。また合併した17年度の補助金決算額が133億円であったことを考えると、インフラ整備に対する臨時的な補助金が減り、増額前の水準に戻っただけに過ぎないとの感は否めません。そこで市が実施している「事業費補助」や「団体運営補助」等、最初に申し上げました6つの区分ごとに、今後の見直しの方針をガイドラインに定め、21年度予算に向け、より一層実質的な削減をしていただきたいと思っております。先ほども申し上げましたガイドラインを固定化、形骸化させないということにもつながりますが、この6つの区分に基づいて、

是非これをもって削減をお願いしたいと思います。また、20年度の経常的な新規補助金は件数、金額共に抑制したとされていますが、21年度予算に向けても、特別な理由があるものを除いて新設や増設を行わないでいただきたい。そして新設、増設された補助金につきましては、特別な理由を明確にし、公開するようお願いいたします。

補助金の中間答申は以上です。市におかれましてもこの答申書の内容をよく精査いただきまして、このとおり実行できるようお願いを申し上げ、私の補助金の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございました。

次に、外郭団体のまとめをしていただいた岡崎委員、よろしくお願いします。

岡崎委員

それでは、次に外郭団体の中間答申を申し上げたいと思います。

最初に、外郭団体の改革の必要性について、もう一度確認させていただきたいと思います。第2次行革審では68の外郭団体のうち、出資・出えん割合が25%、1,000万円以上の財政支出、職員派遣等、浜松市と特に関係が深い22の団体を審議の対象としております。これ以外にも支出等を行っております46の団体は個別には審議してはおりませんが、本答申で求める整理・統廃合や経営健全化等について、同様の対応を要するものと思います。

それではまず22の外郭団体は、それぞれ寄付行為や定款で定めた目的にしたがい、公共施設の管理や地域振興等に一定の役割を果たし、市は18年度、委託料や補助金等297億円を外郭団体に支出すると共に、外郭団体の役員や職員にも、19年9月現在で、市職員と元職員併せて153名が就いております。しかし「官から民へ」の流れの中、外郭団体が担ってきました業務はNPO法人や民間企業にも開放され、外郭団体は競争の波にさらされるようになりました。また外郭団体に対する債務保証と損失補償は、19年4月1日現在で849億円に上っております。このような明確な法的責任が無い場合でも、市の外郭団体であれば、出資比率の大小に関わらず、最終的に市がその責任を負わざるを得ないと考えます。そうすると、外郭団体の改革を怠った場合、その経営危機が市本体の財政を揺るがすことになりかねません。以上のことから、行革審は市の行財政運営の規律を保つため、外郭団体の改革を早急に行う必要があるという認識です。この認識の下に外郭団体について中間答申を行っております。

第1番目は、外郭団体の設置及び運営に関する関与の基本方針です。外郭団体の自立した健全な経営を促進し、市と外郭団体の公正で透明な関係を確保するため、浜松市は「外郭団体の設置及び運営に対する関与の基本方針」を定め、20年4月からこれを実施すると伺っております。この基本方針で定めた「外郭団体の自立」、「市の最小限の関与」を達成するため、市に次の取り組みを求めるわけでございます。

1点目には、市は「既存の外郭団体の統廃合の基準」で、外郭団体の統合・廃止、運営への関与の廃止基準を定めています。この基準に則って「いつ」、「誰が」統廃合を検討するのか、担当部門と定期スケジュールを定めていただきたい。併せて存続もしくは廃止の理由を公表してくださいということです。2点目に、市は各外郭団体に対する支援の内容、方法及びその上限を決めておりますが、

これら外郭団体に対する市の支援の具体的な内容を、市民に対して公表していただきたい。3点目に、市は、国の公益法人制度改革に基づき、今後具体化される予定の公益認定基準の内容を十分に把握し、公益性の変化に対応した関与の基準を具体的に定めていただきたい。

第2番目には、外郭団体の整理・統廃合です。「官から民へ」「民でできることは民に」の考え方を基本とし、市がその経営に責任を持つ外郭団体を必要最少限度にとどめることです。また市の外郭団体でなければ担えない業務が限定されている中で、存続できる団体は自立させ、市の支援がなければ自立できない団体は、外郭固有の業務が減ってきている以上、整理、統廃合する必要があります。以上のことから、浜松市が解散を決めた引佐自然休暇村公社、フォレストみさくぼ、浜松市医療公社、浜松都市開発(フォルテ)の解散理由、解散に伴い市が損失補償する場合にはその理由と内容、金額を市民に公表していただきたい。次に浜松市が統合を決めた浜松市建設公社と浜松まちづくり公社、静岡県西部地域地場産業振興センターと浜松地域テクノポリス推進機構を統合するそれぞれの理由、統合の利点を市民に公表していただきたい。浜松市建設公社は、ゆう・おおひとみ事業の収支及びその損失処理方法を市民に公表していただきたい。浜松市清掃公社が経営健全化計画に挙げる目標を21年度中に達成できない場合、市は自主的な運営組織への転換を検討し、解散することを決めています。まず、浜松市清掃公社の経営健全化計画の進捗状態を市民に公表していただくと共に、予定する自主的な運営組織の経営体系も明らかにしていただきたい。行革審は、19年12月、市に対して「浜松駅前『フォルテ』に入居する市施設及び市外郭団体の撤去」「浜松都市開発株式の売却」「敷地の売却」を提言しました。そして20年3月、浜松都市開発の20年度中の清算を前提に、土地、建物、株式を一体的に処理し、土地と建物の譲渡先として遠州鉄道株式会社を優先することを市は明らかにしております。以上から、21年3月までに浜松都市開発の会社清算と「フォルテ」敷地売却を完了してください。会社清算及び敷地売却を決定した理由、清算条件、売却条件を確定するにいたる交渉の経過を公表し、市民の理解を得ていただきたい。特に、特定の会社を譲渡先として優先する理由を明らかにしていただきたい。

第3番目は外郭団体の経営健全化についてです。理事会・評議員会は団体の意思決定機関であり、相応の経営責任を負うものです。19年9月現在、22団体で484人いる非常勤役員は、責任の希薄化を避けるために定員を削減し、役員の経営責任を明確にしていきたい。19年9月現在、9つの外郭団体に対し24人の市職員が派遣されています。外郭団体への人的支援を最小限とするため、職員派遣が必要な団体は、その理由と最少限必要な人数を明らかにしていただき、これに基づいて職員引き揚げ計画を策定し、その公表をお願いいたします。公の施設の指定管理者は、公募により選定して下さい。非公募の場合には、その理由を市民に公表していただきたい。また、指定管理者制度導入の効果を検証するため、市民サービスの向上度や施設の利用促進度、費用削減額等を20年3月までに評価し、その結果を公表していただきたい。外郭団体への委託事業は競争入札とし、随意契約の場合は、その理由を市民に公表していただきたい。

第4番目は財団法人浜松市医療公社です。医療センターは地域医療を支える病院で、市民の信頼を得なければなりません。そのため、浜松市は9年度から18年度の10年間で、公的医療の負担金72億円、借入金の元利償還金負担77億円、補助金16億円、併せて165億円を医療センターに支出しております。しかし経営状況は、不採算な公的医療に市が負担しても赤字であり、未計上の退職引当金が43億円、賞与引当金5億円等の隠れ債務や、耐震工事49億円の将来負担を考えますと、実態は倒産状態です。医療センターは、市の元利償還負担金や補助金により赤字を補てんし

てきましたが、その金額は10年間で93億円に上り、将来にわたり市が補てんを続けることはもはや不可能です。また経営責任についても、市と医療公社の双方が責任を負う仕組みの中で経営者不在であり、曖昧になっていました。そこで市は、意思決定とその執行が一貫し経営責任が明確となるよう、市病院事業と外郭団体の医療公社の二股に分かれた経営を、地方独立行政法人へ一本化することを決めています。医療センターは債務超過であるので、市が過去の経営責任を取って債務を切り離し、健全な財務基盤で地方独立行政法人をスタートさせる必要があります。当然医療センター自身も収益改善へ取り組み、市の赤字補てんを必要としない独立採算を達成しなければなりません。

以上のことから、まず医療センターの意思決定には理事会、評議員会、企画運営会議、病院事業経営委員会、市健康医療部等、多くの組織が関わっています。意思決定の錯綜、遅れにより地方独立行政法人の移行までの期間を空費することがないように、理事会が意思決定を行い、円滑な地方独立行政法人移行の責任を持つ必要があります。そのため、当審議会は医療公社の理事会が、地方独立行政法人のいわば発起人として機能することが望ましいと考えます。しかし、医療公社の理事会をそのまま地方独立行政法人の理事会へ移行できない場合には、次善の策として理事長をトップとする設立委員会を設け、ここに医療センターの実質的な意思決定と地方独立行政法人の発起人の役割を集約することをお願いしたいと思います。

医療のマネジメントは病院長が担うものとし、理事長が経営の責任を負うことで、公的病院の責務と独立採算の両立を図ってください。

地方独立行政法人が独立採算に必要な資本を有するよう、未計上の退職給付債務や借入金の返済等を考慮し、市が負担する医療センターの債務を21年3月までに確定していただきたい。最後に公的医療への一般会計負担金は、浜松市の医療における公的病院の役割を明確にした上で、客観的な基準を21年3月までに設け、赤字補てんに用いないようお願いしたいと思います。職員給与対医業収入比率を同規模(500床以上)の収支黒字公立病院の平均以下としてください。給与費の削減によって黒字公立病院の平均まで6.7ポイント改善しますと、8.8億円の改善効果があります。収益増と黒字公立病院の平均を下回することで、更に収益を改善するようお願いしておきます。過大投資による損益悪化を避けるため、施設整備・医療機器の更新等、設備投資実施の際のガイドラインを21年3月までに策定をしていただきたい。

以上の事柄が、外郭団体についての中間答申です。是非十分中身をご覧ください、実行していただくよう、重ねてお願い申し上げます。

鈴木会長

はい。どうも、ありがとうございました。

それでは引き続きまして、人件費と附属機関について伊藤委員からお願いします。

伊藤会長代行

それでは、人件費と附属機関に関します答申について、報告させていただきます。

まず人件費のうち、職員数の削減の必要性についてです。人件費は、市の支出額(普通会計)の中で約20%と、公共事業費等の投資的経費に次いで多くの割合を占めています。これが固定費化しますと、財政は硬直化し、市民サービスの向上のための予算も制約されることになりかねません。

人件費を縮減するため、まず職員数を削減する必要があります。市では22年度までに、合併前の総職員数の10%、650人の人員減を行う定員適正化計画を作成し、20年4月の正規職員の定員削減数を、計画の143人を上回る155人とする等、20年度の段階では計画を上回る実績となっていますが、その主な要因は民間委託や非常勤職員化によるものです。確かに1人あたりの人件費の違いにより、人件費削減効果は表れておりますが、正規職員の人件費が委託先の人件費や市の非常勤職員の報酬に切り替わっただけであります。行政に求められる役割が大きく変化している中で、「最少の職員数で最大の効果を上げる」ために、組織、定員を適宜適正に見直すことは行政の使命であります。業務の棚卸による事務事業の見直しや組織のスリム化、フラット化、業務の簡素化、合理化、更には部単位での機動的な人員配置の実施等、この計画を抜本的に見直して職員数の更なる削減を推進する必要があります。

答申の具体的な項目のうち、まず1点目の職員数削減の一層の推進についてですが、事務事業の廃止や民営化、職員の能力向上を含めた業務執行の効率化を推進すると共に、部単位での業務の繁閑に応じた柔軟な職員配置を進めることにより、21年度には正規職員については定員適正化計画の147人を大幅に上回る職員数を削減してください。また、人件費全体では正規職員と非常勤職員の人件費に加え、現在、物件費として管理されているアウトソーシングの委託料や市の臨時職員の賃金も人件費として管理すると共に前年度対比で大幅に削減してください。また職員定数の増減について、年度ごとに部、区単位での増減の数及び理由を市民に分かりやすい形で情報公開をしてください。

2点目は業務の棚卸による簡素で効率的な執行体制の確立についてです。民間委託に比べて保育園・幼稚園等の民営化や業務の廃止については立ち遅れているため、業務の仕分けに基づいて、実施時期を含めた全体計画を改めて作成し、民間委託と共に計画的に実行してください。また効率的な執行体制の構築にあたり、公民館等の地域に密着した施設の管理運営等、市民協働の観点からNPO法人や地域住民との連携が可能となる仕組みを構築して、NPO法人や地域住民に情報提供し、早期に連携するようにしてください。次にアウトソーシングについては、アウトソーシングの開始時には、委託料の額が直営の場合の経費等を下回っていますが、委託料だけでなく、委託を管理するための間接経費も含めた額が、直営の場合の経費を下回るように管理すると共に、その削減効果が長期的に継続する仕組みと検証体制を構築してください。なお、アウトソーシングの導入にあたっては、対象となる職場の職員の利活用も含めた費用対効果の視点から総合的に検証してください。また、アウトソーシングにより職種変更となる職員が、変更後の職種に早期に適合し、能力が発揮できるように研修等の支援制度を充実させると共に、職種変更の実績、課題についても検証を行ってください。

次に3点目として組織のスリム化・フラット化についてです。職員数の削減を図るためには組織の見直しが必要です。20年度の組織改正では、区役所の部長や10人以下の課の課長補佐の廃止、小規模課の一部の統廃合等が実施されますが、担当部長・担当課長制や10人未満の小規模な課が残っています。縦割り組織や重層的な組織は、必要以上の人員を抱え込むだけでなく、迅速な意思決定等、事務事業の効率性や市民から見た分かりやすさが損なわれるため、部局の統廃合、横断的な組織の構築や課の統廃合、職制の簡素化等、一層の組織のスリム化・フラット化を進めてください。本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンターの役割分担については、20年度に土木部門やイベント、施設管理等での本庁と区役所の役割分担の見直し等がされますが、今後も都

市内分権、「小さな市役所、大きな区役所」ということでなく、新浜松市に相応しい行政サービスをいかに効率的に提供できるかという観点から、それぞれの役割分担を明確にし、効率的な執行体制を確立してください。特に、機能が重複しているものがあれば、早急に解消し、専門的な仕事は本庁に集中して効率的な行政を進めてください。区役所、地域自治センターについては、小規模な課の統廃合は徐々に進められていますが、職員が複数の業務を担う体制づくりを進めると共に、業務に精通した元市職員の活用等により、今以上に横断的な組織としてください。特に地域自治センターについては、地域協議会の区協議会への統合を踏まえ、地域特性に応じた組織の見直しを21年4月に行ってください。次に職員数10人未満の課の統廃合については、19年度に比べて14課削減されますが、市全体で31課、特に地域自治センターでは8課が残っております。課の役割を細分化し過ぎているため、本庁の小規模な課がほとんど減っておりません。組織のスリム化・フラット化を目指し、マルチ職員の養成等により、小規模な課の統廃合を推進してください。2課以上ある地域自治センターについては組織の見直しを21年4月に実施してください。続いて担当部長・担当課長制の見直しについては、20年度は19年度と比べ、担当部長は増減なしの5人、担当課長は8人減の16人となり、一部削減されていますが、担当部長・担当課長制は決裁権等、組織論から見て問題と考えるため、廃止を含めた見直しを早期に行ってください。次に市民に直結するサービスについては市民サービスセンターの機能の充実、将来的にはコンビニエンスストアの活用、更には電子自治体の推進等、極力、市民に身近な所で対応できるようにしてください。この場合、システム構築の費用対効果を検証する等、効率的な行政の推進という視点から検証、視点からも検証してください。

4点目は事務の合理化及び時間外勤務の縮減についてです。まず不要不急の調査や書類作成については廃止し、必要な調査や書類についても簡素化や回答期限を確保する等、事務の合理化や効率的な執行を徹底すると共に、21年度に運用が開始される行政経営基幹システムについては、その活用により、職員の事務量が必ず軽減されるよう、制度設計や運用を確認してください。次に時間外勤務の削減について、19年度の時間外勤務手当の実績見込みは、18年度実績を10%上回っており、今までどおりの対策では時間外勤務の削減は難しいと考えます。抜本的な見直しのため、職場全体が、また職員個人が、現在の仕事のやり方を見直し、業務効率の向上に取り組む環境整備がなされるよう、職員の意識改革や能力向上のための施策を実施すると共に、不要な事務事業の廃止や業務繁忙期の人事異動の抑制、部単位での業務の繁閑に応じた柔軟な職員配置の実施や時差出勤制度の導入、事務のIT化推進等、総合的な取り組みを行い、20年度は行政経営計画の目標値である18年度実績の20%減を達成してください。続いて提案制度については、褒賞金を支給する等の見直しを行い、事務の合理化及び時間外勤務の縮減に関する幅広い提案が、実務担当者から前向きになされるよう改善してください。また、褒賞金は、改善効果額や市民サービス向上等の成果を踏まえて支給額を定めるようにしてください。

次に給与の見直しの必要性についてです。給与については一般的に国準拠とされていますが、例えば国の職員は転勤に伴う住所の異動がある一方で、市職員にはそれがない等、その前提が異なるものもございます。そのため、給与に対する市民の理解を得るには、全てを国と同一にするのではなく、地域性を加味しながら合理性のあるものは国と同一、そうでないものは国以下とすべきであると考えます。最低限、国を上回って支給されている手当や本来業務に対して支給されている特殊勤務手当は、早急に見直すことが必要です。市では行革審の提言を受けて、国を上回る通勤手当について、20年4月から一部引き下げをし、21年4月には国と同一とする改正を行いました。同

様に住居手当や特殊勤務手当も早急に改正すべきであります。また、市は年功序列的な給与体系となっていますが、意欲を持って働く職員が報われるよう、仕事の成果が給与に反映される給与制度を管理職だけでなく一般職員に対しても導入すべきです。

答申の具体的な項目のうち、一点目は国を上回る手当や本来業務に対する手当の見直しについてです。住居手当については持ち家の手当について、支給要件の「新築又は購入後5年以内」を超えて支給されている経過措置を廃止し、20年度には国と同一にしてください。その後は転勤を理由としない借家に対する住居手当も含め、早期に住居手当を廃止してください。通勤手当については国を上回っている自動車や二輪車等の交通用具利用者に対する手当について、市は20年度には国を上回る額の2分の1を削減し、21年度には国どおりにすることとしていますが、この対応のとおり、遅くとも21年4月には国どおりに引き下げてください。また特殊勤務手当のうち本来業務に対して支給される等、第1次行革審の答申どおりとなっていないものについて、答申のとおり20年度には廃止、額の引き下げ、支給要件の適正化を行ってください。また20年度に廃止、額の引き下げ、支給要件の適正化ができないものについては、その理由、見直し計画を明確にしてください。

二点目は一般職員への成績給の導入についてです。地方公務員法の改正を待つのではなく、市が主体性を持って実施時期を定め、管理職と同様に昇給、勤務手当、ボーナスの一部に対して、早期に導入してください。

次に附属機関等についてです。

執行機関については、政令市になりまして、教育委員会、人事委員会、監査委員等、執行機関の職責はますます増大しております。このため、市民の負託に応えるためには執行機関の機能強化、一層の活性化を進め、今以上に権限や職責に見合った活動を確保する必要があります。また報酬についても、市では20年4月から一部の機関の報酬額を引き下げることとしていますが、常に見直しを行い、中核市、政令都市を含め、報酬と活動内容を比較して行革ナンバーワンとなることを目指すべきであります。

まず答申の具体的な項目のうち、1点目の執行機関の機能強化、活性化についてですが、20年4月から非常勤の監査委員3人のうち1人に公認会計士を選任したことは評価しますが、発生主義・複式簿記という企業会計手法を取り入れた公会計制度改革の21年度導入を踏まえ、監査機能を充実するために、今後は非常勤の監査委員のうち、法律上識見を有する者が就任できる上限数である2人を企業会計に精通した公認会計士から選任してください。また、監査業務の充実を図るため、現在実施している公認会計士への監査補助委託業務について、その実績を検証する中で拡充してください。次に委員の補助員については、21年6月の農業委員会の統合にあたり、農業委員の補助員である農業調査員が設置されていない浜北地区や天竜地区にも事務量に応じて農業調査員を配置してください。続いて執行機関の活動状況、成果指標については、全ての執行機関で、附属機関の会議の公開基準に準拠して会議情報等の公開を積極的に行ってください。また、執行機関の活動状況を示す指標として、会議の回数や時間等を定め、定期的に公開してください。

次に二点目の報酬についてですが、執行機関の報酬は地方自治法の規定どおり日額支給が原則と考えますが、月額報酬とする場合は今以上に権限や職責に見合った活動を確保すると共に、報酬額を常に見直すことにより中核市、政令市を含め、報酬と活動内容を比較して行革ナンバーワンとなるようにしてください。

次に附属機関等についてですが、活動状況が活発でなく、形骸化している機関があり、委員数も

合併前に比べ1.7倍の1,682人に増大しております。一方、パブリックコメント等、より幅広く市民の声を聴取する制度が整備されてきたため、このような現状を踏まえて、設置のあり方や委員構成の見直しが必要です。また、多くの人材が市政に関与できる仕組みの構築や、委員報酬についても市政への市民参画という要素を踏まえた見直しが必要です。機関数の削減により委員報酬等の直接経費の他、附属機関等にかかる市の職員の人件費やコピー代等の事務費も節減することができます。市では行革審の提言を受け、「附属機関の設置及び運営に関する基本方針」を制定し、法律や条例に根拠のない審議会の廃止、1機関の委員数の上限や1人が兼務できる附属機関の数の引き下げ等を行っていますが、附属機関が諮問機関として活発な議論を行い、市民や市にとって今以上に有益な答申がなされる環境整備を進めるため、更に見直しを進める必要があります。

答申の具体的な項目のうち、1点目の附属機関の廃止、統合、新設の抑制についてですが、まず附属機関の新設の抑制については、新設を判断するために設けられることになっております行財政改革担当の副市長協議を有効に機能させ、安易な新設を認めないようにしてください。次に既存の附属機関の廃止や統合については、附属機関数は20年度の見直し後も71機関と多数に上るため、附属機関の設置及び運営に関する基本方針に基づき、毎年、定期的に附属機関の設置の必要性を判断し、年に1～2回程度の開催で活動が不活発なもの等は、市当局の方針について議会の判断を仰ぐ等の方法を活用し、廃止や類似の附属機関と統合してください。続いて、附属機関のうち市民の意見を聴取することが主なものは区協議会やパブリックコメント、市民アンケート等の他の方法を活用してください。また附属機関の新設の協議結果及び既存の附属機関の見直しの結果を毎年、定期的に公表して市民の判断を仰ぐようにしてください。

次に二点目の委員数の削減と多くの人材が市政に関与できる仕組みづくりについてですが、附属機関が活性化するためには機関数の絞り込みと積極的な議論ができる環境整備が必要であり、必然的に委員数の削減が求められます。附属機関の委員総数は、20年度の見直し後も1,011人に上るため、常に附属機関の設置の必要性を検証して整理・統廃合に努めると共に、新設についても抑制することにより、委員総数を削減してください。次に一つの附属機関の委員数については、附属機関の設置及び運営に関する基本方針に、定数の上限を10人と定め、それを超える場合は例外事項として、その名称と10人を超える理由を明記するようにしてください。また、法定以外の理由で委員数が10人を超える機関については、10人以下となるよう早期に見直しをしてください。次に1人の委員の兼務については、市はその上限を2に改めることとしており評価しますが、各所管課への周知を徹底すると共に、各所管課が委員の兼務状況を事前に把握できるように名簿の改定を随時行う等、基準が有効に機能する仕組みを構築してください。なお、兼務が2を超える場合は、その理由も含め、附属機関の新設、統廃合の結果と併せて公表してください。委員の任期については、市は2期または4年以内に改めることとしており評価しますが、これも各所管課への周知徹底をすると共に、委員選任時に必ずチェックする等、基準が有効に機能する仕組みを構築してください。なお、委員の任期が2期または4年を超える場合は、その理由も含め兼務と同様に公表してください。

次に三点目の委員報酬の見直しと市民からの委員選任についてですが、まず、現在、報酬、謝礼、費用弁償に分かれております委員への支払いは市民に分かりやすいものとするように報酬に統一すべきであります。今般、多くは改正されましたが一部に実施できていないものがあるため、早急に統一してください。また統一後も、その対応が継続するように予算要求時に周知すると共に予算編成時に常に確認してください。報酬の額については、介護認定審査会等の、専門家が実務を行うものと

その他のものに分類し、その他のものの報酬は、市民が就任する場合は市政への参画という要素を踏まえ、有識者も含めて交通費程度の3千円としてください。行革審の考えは、1つの審議会の中で、公募の委員、有識者ということによって委員の報酬差を設けるべきではないと考えます。この点は先ほど説明申し上げました「20年度の予算に向けた提言」という12月の提言でも同じでございました。続きまして、市民からの委員選任につきましては地方自治体の環境は様々であり、その実情を踏まえて各附属機関で審議いただくことが、より有益な答申につながると考えます。このため、附属機関の委員は特殊な専門性があるもの等、市民から選任する事ができない場合を除き、市政への市民参画の機会確保の側面からも、市民から選任することを原則としてください。

以上が人件費、附属機関等についての中間答申の内容です。ありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございました。

それぞれの分科会をまとめていただいた3人の委員の方に中間答申のおおよその内容を報告していただきました。

中間答申につきましては、市民の皆様からも「行革110番」にかなりのご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

市長さんをはじめ幹部の皆さんには、財源を市民サービスのより一層の向上にお使いいただきたいと思います。行革そのものは、浜松市民の皆様が一緒になってやっていると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

5 答申提出

事務局長

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

それでは、ここで鈴木会長から鈴木市長さんに答申書をお渡しいただきたいと存じます。

大変恐縮でございますが、お二人には、ステージの中央にお運びいただきまして、よろしくお願いをいたします。

(ステージ中央で鈴木会長から鈴木市長に中間答申を提出)

事務局長

どうも、ありがとうございました。お二人には、お席にお戻りいただきますようお願い申し上げます。

6 市長挨拶

事務局長

それではここで、鈴木市長さんからお言葉を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木市長

今日、行革審から中間答申をいただいたということで、昨年8月の第2次行革審設置以来、委員の皆様には公開の審議会のみならず勉強会、分科会と本当に熱心にご審議をいただきましたこと、まずもって厚く感謝を申し上げたいと思います。

私は、行革については二つの点が必要だと常に思っておりまして、一つは「継続」ということ、それからもう一つは、先ほどから委員の皆様からもご指摘があるとおり、何のために、誰のためにやっていくのかという原点を常にしっかりと見つめるということ。この二つだろうと思っております。そういう意味では今日いただきました中間答申は、これからしっかりと継続して市政に反映してまいりたいと思います。

思い返してみますと、行革ということであれば土光臨調が思い返されるわけでありましてけれども、国鉄・電電公社・専売公社という3公社の民営化を含めた革命的な行革が行われた80年代の前半から、その後バブルで行革の流れがすっかりストップしてしまっていて、その後の国の今の状況は皆様もご存知のとおりだろうと思っております。あの行革の流れが続いていけば、今の800兆円を超えるこの国の状況は、大いに変わっていたのではないかなと。そういう意味では、先ほどから委員の方からもご指摘があるように、常に未来を見据えて行革を継続していくことが私は本当に大事だと思っております。

特に最近の国の状況を見ますと、国と地方のあり方が大きく変わっております。それは三位一体改革という分かりやすい地方分権改革のみならず、今、国で大もめにもめている道路特定財源の一般財源化を含めた議論も、今まで国に全ての権限や財源を集中させてきて、そしてそれを国が中央集権的に地方に資源配分していくという、このやり方がもう限界に来てるんだろうと。つまり道路財源の問題にしても、国と地方のあり方、つまり日本の統治の仕組みのあり方というものが、大いに問われているということだろうと思っております。私はこの流れはもう変えられないと思っておりまして、そういう意味で、これから地方自治体としては何をしっかりと踏まえていかなければならないかということになりますと、やはり自立をした持続可能な都市経営を考えていかなければいけないし、今まで以上に、責任を自覚しながら、地方自治体の経営を行っていかなければいけないと考えております。

そしてもう一つは、先ほどからご指摘をいただいているように、行革が、一体誰のために、何のためになされていくのかということをお我々自身も含め、しっかりと踏まえると共に、市民の皆様にお伝えをしていくことだろうと思っております。

今回、第1次行革審から始まった浜松の行革の中でたくさんの行革効果が生まれ、この点については、今回の20年度予算にも随分反映をさせていただきました。私自身がマニフェストで掲げました「こども第一主義」を始めとした、マニフェストで市民の皆さんにお約束をいたしました市民サービスの向上に努めることについては、工程表に基づきまして、20年度予算にも踏まえさせていただきました。例えば子どもたちの入院医療費の助成を今の未就学、6歳までから、中学3年生、義務教育が終わるまで大幅に延長をすることですとか、あるいは出産の体制をしっかりと整えるために6億円を超える投資をしまして、バースセンターを作ることでありますとか、あるいは妊婦検診の2回から5回への助成措置でありますとか、あるいは出産に関わるだけでなく子育てに関わる部分についても、例えば教育については、学校の施設、教室やあるいは体育館等の耐震補強の大幅な前倒しも相当の予算が必要でしたけれども、行革効果によって生まれた財源を充てさせていただくことができたと思っております。あるいは浜松が特徴としております少人数学級、少人数指導。こうしたものを行うため

の学校の先生の支援。これも大幅に増員しましたし、一般の教科だけではなくて発達教育の支援等についても増強させていただきました。こうした子どもたちに対する手厚い施策も、しっかりと行革によって生み出された財源を充てることでできたと思います。

そういう意味で、行財政改革は市民の皆さんの市民サービスの向上に努めていくということが第一義であろうと思っております、そのことをこれからもしっかりと踏まえたくえで市政運営をしていきたいと思っております。

冒頭申し上げましたとおり、行革は「継続」が一番大事だと思いますので、今後もこうした流れを止めることなく、しっかりと市政運営に反映させていきたいと考えております。

結びに行革審の委員の皆様には、本当に重ねてこれまでの熱心なご審議をいただきましたことに厚く感謝、御礼を申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきますと思います。本当にありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございました。

今日、答申書を出させていただきましたから、よく内容を見ていただいて、今後とも行革審もご協力を申し上げてやっていきたいと思っておりますから、どうぞよろしく願いをいたします。また、市の幹部の皆さんも是非ご協力いただいて、市長さんをバックアップしていただきたいと思っておりますから、よろしく願いいたします。

7 閉 会

事務局長

以上をもちまして、平成19年度の浜松市行財政改革推進審議会は、予定した審議を全て終了いたしました。

行革審では、平成20年度も市長さんから諮問を受けた事項につきまして精力的な審議を行ってまいります。特に前半につきましては、平成21年度の組織改正に向け、そうした事柄をメインに審議をしてまいりたいと考えております。

今後の開催日程等につきましては、新聞報道及び行革審ホームページでご案内いたしますので、傍聴の皆様方におかれましても、今後も是非ともご来場いただきますようお願い申し上げます。

委員の皆さんには来年度もよろしくどうぞお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成19年度第8回浜松市行財政改革推進審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上により11:37閉会

議事録署名人